

協議事項 1

平成24年7月24日
教育総務課、小中学校課
特別支援教育課、高等学校課

いじめ問題への対応について

資料1 大津市の事案から学ぶべきもの

資料2 福岡県いじめ問題総合対策（抜粋）

資料3 定例記者会見における大津市のいじめ自殺問題に関する知事発言

資料4 鳥取県における現在の対応（いじめ対策指針）

資料5 県立学校におけるいじめ問題への対応について

資料6 学校における課題解決のための専門支援について

- ・学校問題支援チーム
- ・法律相談窓口の設置

大津市の事案から学ぶべきもの

(新聞等から得た情報により判断)

(1) 被害生徒及びその他の生徒からのサインが見逃された。

- ・ 学校生活（体育祭での暴行、トイレでのけんか）での見逃し



生徒のサインを見逃さない体制づくり
いじめをゆるさない学校文化、学級づくり

(2) 学校の調査へのチェック機能が働かなかった。

- ・ アンケートから得た情報の取り扱いが不適切であった
- ・ 第三者による調査委員会も現時点（H24.7.23）で設置されていない
- ・ 教育委員会の事案への関与が低い



第三者からなる学校問題支援チーム等の活用
教育委員会と現場が一体となった問題解決

(3) 学校、教育委員会の情報公開への対応が不十分であった。

- ・ 情報が断片的で混乱を助長した



十分な説明責任

(4) 関係機関の連携がとれていなかった

- ・ 学校、地教委、県教委間の連携が十分ではない。



情報共有する体制づくり

(5) 過去の教訓が生かされていない。

- ・ 平成 17～18 年にいじめによる自殺事件が続いて発生し、対応の強化が議論されたにもかかわらず、経験が生かされていない。



過去の教訓を生かしたシステムづくり

「福岡県いじめ問題総合対策」(抜粋)

資料 2

平成19年2月福岡県教育委員会作成

第1部 いじめ問題総合対策の基本的考え方

1 筑前町立三輪中学校事案の概要

(1) 事実の概要

平成18年10月11日に朝倉郡筑前町立三輪中学校2年生男子生徒が自宅の納屋においてビニール紐で首を吊り、窒息死した。当該生徒が、「いじめられて生きていけない」等といったメモを本人の上着のポケット、納屋の床、学校の美術室等に残していた。

そのため、筑前町において、自殺した事案の真相究明を目的として、筑前町立三輪中学校生徒自殺事案調査委員会(以下「筑前町調査委員会」という)を設置し、調査を行った。

(2) 筑前町調査委員会による調査結果の概要

① 本事案における「いじめ」の有無と自殺との関係

当該生徒が自殺にまで至った精神的苦痛の最も大きな原因の一つは、長期にわたる「からかい」や「冷やかし」等の蓄積によるものと推測するものであり、それは「いじめ」に相当するものであった。しかも、当該生徒が抱いていたと思われる精神的苦痛は、孤独感を伴った非常に大きなものであったと想像され、当該生徒が自殺に至った大きな原因の一つと推測される。

② 教職員の対応と「いじめ」の発生

三輪中学校の教職員には、「いじめ」の問題について、いじめられる側の深刻な苦痛という視点が欠けていたこと、学校全体として「からかい」や「冷やかし」等の事実に対して感度が鈍くなっていたこと、「いじめ」問題に対する教職員個々の意識が希薄であったことなどの状況があり、結果として当該生徒が「いじめ」によって精神的苦痛を受けることとなった間接的な原因と考えることができる。

③ 生徒、学校、教職員、町教育委員会の問題

ア 学校・教職員の問題

1年次の学級担任については、当該生徒に対する「いじめ」を煽ったという事実はないが、不適切な言動がその時々からのからかいや冷やかしにつながる一因となったことは否定できない。2年次の学級担任については、当該生徒への「からかい」や「冷やかし」等に気づき、最も適切に対処できる立場にあったが、当該生徒を巡る状況の深刻さを把握できず、結果として具体的な指導をしていなかった。

その他の教職員については、当該生徒に対する「からかい」や「冷やかし」等の「いじめ」について、教科指導や部活動指導を通じて当該生徒の異変に気づかなかつた。管理職については、三輪中学校では、学校として日頃からなされるべきいじめ対策を講じていたとは言い難く、校務運営が漫然となされていた。

イ 町教育委員会の問題

三輪中学校において「いじめ」対策が漫然となされていたことに対して、これを防ぐ努力が足りなかった。

ウ 生徒の問題

三輪中学校の特定の生徒に当該生徒の自殺の原因を求めることはできないが、当該生徒を死に至らしめることとなった結果について、関連性を否定することはできない。「死」を軽く捉えていたとも考えられ、「いじめ」が反社会的行為であること等を指導していく必要がある。

(3) 本事案により明らかになった課題等

① いじめの認識と発見・報告

- ア いじめの解釈が適切でなかったこと
- イ いじめられた児童生徒の側に立ったいじめの発見・報告がなされておらず、解消に向けた取組が十分に行われていなかったこと
- ウ いじめが周りの児童生徒や教員、保護者等に見えにくくなっており、教員の観察以外の早期発見の取組が必要であること

② 学校の指導体制

- ア 「校内いじめ問題対策委員会」等の組織はあるが機能していなかったこと
- イ 組織的な早期発見や教育相談等の学校のいじめ問題に対する取組が形骸化してきていたこと
- ウ 学年会議や職員会議等において、当該生徒の状況をはじめ、いじめに関する生徒の情報等の共有がなされていなかったこと
- エ いじめ問題や対応の在り方等について教職員が共通理解するための職員会議や研修等が行われていなかったこと

③ 教職員の言動や意識

- ア 教員が、「からかい」や「冷やかし」等につながる一つの要因となる怪率な発言が行われていたにもかかわらず、教職員間で言動のチェックや管理職の指導がなされていなかったこと
- イ いじめ問題に関する教職員個々の意識が希薄であり、当該生徒に対する「冷やかし」や「からかい」を見過ごしていたこと

④ いじめを生まない教育活動

- ア 生命尊重や他者を大切に作る心の育成等の心の教育の充実が必要であること
- イ 学級・学校の問題を児童生徒自らが解決できる力の育成が必要であること
- ウ コミュニケーションの手段である言葉や行為等を児童生徒に見直させる教育活動が必要であること

⑤ 市町村教育委員会の役割

- ア いじめ問題に対する学校の取組についての指導はなされていたが、各学校の実態に即した指導や支援が十分でなかったこと

⑥ 家庭・地域との連携

- ア いじめの早期発見・早期対応についての学校・家庭が連携した具体的取組が必要であること
- イ 学校・家庭に限らず、児童生徒の健全育成についての関係機関等が連携したいじめ問題に対する地域全体での取組が必要であること

定例記者会見での大津市のいじめ自殺問題に関する知事発言

(2012年7月12日)

○日本海テレビ 小谷憲司 記者

滋賀県の大津市の方で、今、いじめ自殺問題がちょっと深刻な問題になっていますが、鳥取県の状況も踏まえまして、平井知事のその辺の見解などを教えていただけたらと思います。

●知事

鳥取県でも、こういうことはあってはならないことでありまして、教育委員会の方にしっかりとした情報公開、それから子どもの痛切な声に答える姿勢というものを求めていきたいというふうに思います。鳥取県内でも、こういう悲惨な極めて悲惨な例というのはあまりないかもしれませんが、ただ、そういう素地はないわけではないと思います。1つには教育委員会制度あるいは教育現場がどうしても閉鎖的になりやすい、自己完結型になりやすいという、そういう制度的な裏味があるかと思います。その意味で私どもでは、教育振興協約〔鳥取県の子どもたちの未来のための教育に関する協約〕という協定を結びまして、言わば約束をするかたちで執行部が教育委員会に関与していくと、そこで民意を注入していくという仕組みを作りました。

こういうような仕組み、これからPDCA〔計画・実行・チェック・行動〕サイクルを回していく夏にかかりますので、そういう中でもこういういじめ問題というものを、教育委員会側と意見交換をして、今後その協約の中に盛り込んでいきたいと思います。これは教育委員会側とよく話し合いをしたいと思います。今回の事態は非常に遺憾なことでありまして、教育関係者の猛省を求める必要があろうかと思います。また、警察もここにきて急遽捜査に入りましたけども、そもそも父親のかたから、何度も告発を受けていながら動かなかつた。それが今になって動くというのは手遅れと言いますか、責任逃れの感じもせんでもありません。何かごたごたした感じで今大津が揺らいでいるというのは、子どもたちにとって大変に残念な状況であり、一刻も早くこの事態を解消してもらいたいと思います。

(2012年7月18日)

○読売新聞 野口英彦 記者

大津市のいじめの問題で、大阪市の橋下〔徹〕市長が教育委員会制度が機能してないと、教育委員が機能してないということで、教育委員というのは膿中の膿だという強い表現で非難をされたことがあったんですが、今回のことを、例えば再発防止策等がまとめればいいのか、これを機に教育委員会制度のあり方まで踏み込んで改革すべきと考えているのか、いかがでしょうか。

●知事

私は以前から申し上げているように、教育委員会制度は、残念ながらちょっと前時代の遺物的になり始めていると思います。だから、今風に地域の住民がどんどん教育に物を申したり、それから参画できる、そういう仕組みにすべきだと思うし、その意味で首長部局の中に入ってもおかしくはないぐらいの時代だろうと思います。ただ、そうは言っても厳然として、今、教育委員会制度はありますので、私としては教育振興協約〔鳥取県の子どもたちの未来のための教育に関する協約〕を梃子にして教育委員会に、このいじめの件でも働きかけをしたいと思っております。実は、先週記者会見でそういう話をここでさせていただいた後、〔県〕教育長とも話をさせていただきました。教育委員会側もあんまり異存がないみたいでござい

まして、いろいろとちょっとこちらでもアイデアを出して考えてみたいと思います。

教育委員会もこのいじめ問題を取り上げてみようと言っていますので、向こうも動かれるんではないかと思えます。要は生徒のため、それから地域の役に立つような、そして安心できる学校の態勢を作らなければならないと思います。今回は大津市の教育委員会や教育現場については、非常に批判が集中しておりますが、この際そうした一掃されるべき問題点は一掃すべきではないかと思えます。非常に子どもの成長が関わるといこともございまして、いろんな子どもたちを預かって、それぞれに1人の人間として育てなければならないという微妙な領域でありますので、難しさはあるんだろうと思えますけども、ただ、メスを入れるべきことには、この際、大津市の場合はメスを入れるべきではないかと思えます。

○朝日新聞 宗潤敏 記者

あれはもう大津市、市教〔育〕委〔員会〕の対応、今、非難が集中しているというふうにおっしゃいましたが、被害者、もし仮に鳥取県でも起きた場合に、やっぱりそういった批判というか、同じような対応になる可能性というか、あると思われませんか。あれも大津市固有の問題とお考えになられているのか、それとも組織の問題として他の地位の汎用性というか、あるかというのをお考えというのは。

●知事

これはちょっと、それはその場を想定してみないと分かりません。私も直接話しているのは県教〔育〕委〔員会〕だけでありまして、市町村の教育委員会とは教育長さんや〔教育〕委員長さんなど、いろんな会合でお話することはございますけども、直接そう頻繁にやり取りしているわけではございません、県教委だけありますね。今回のケースのようなことが本県で起こるかどうかなどというのはちょっと私も分かりません。あつてはならないことありますので、その意味で、いじめということに学校として気づける、それからそれに対して適切に対処していく、そういう仕組みをやっぱりこれは地道ではあろうかと思えます、育てなければならないと思います。あと、こないだも県の教育長に申し上げたんですが、場合によっては第三者的な目が入って、それで検証をしていくというようなこともあつてもいいんじゃないかと、問題提起は教育委員会側にさせていただいております。ただ、ちょっとこれ、今後よく現場の意見も聞きながら鳥取県なりのシステムというのを考えていきたいと思います。

○読売新聞 野口英彦 記者

和歌山県だったと思うんですが、全生徒にいじめがないかどうか調査をすると、今回の事態を受けまして。そういったことがあったので、そういったお考えはあるのかなのかということと、例えば青少年の育成とか、あるいは自殺防止というのは、これは知事部局の方にあるわけですね、そういったリソース〔資源〕を活用されるお考えがあるのかどうかお伺いします。

●知事

これについては、今、教育委員会の方もちょっと先週、問題提起もしまして、動いているようでありますから、ちょっと教育委員会側で調査されるかどうかは見守っていきたく思います。ただ、県民の皆さんも誤解なきように申し上げれば、今直ちに問題が起こったわけでは本県はございませんが、問題は他山の石として、ああいう事象が起こったときに生徒1人命が奪われるということにならないようなシステム作りを鳥取県としても、考えていく必要はあるんじゃないかということです。

鳥取県いじめ対策指針（抜粋）

資料 4

I 具体的な指導の進め方

1 いじめの問題の指導モデルと留意事項

「事実関係の把握は迅速かつ正確に！」

「いじめの事実が発覚したら、速やかに教育委員会に報告・相談を!!」

指導モデル		留意点	
情報収集 (その1)	発見した教職員が状況を報告、整理	★状況等を管理職及び生徒指導主事等に報告する。 ★できるだけ具体的に、事実を整理する。	<情報収集> 【ポイント】 ★当該児童生徒にかかわりのある、全ての教職員から情報収集する。 ★具体的な事実を、できるだけ詳しく、時系列で整理する。 ★具体的な事実と、周辺情報を区別する。
情報収集 (その2)	複数の教職員から情報を収集	★担任、副担任、教科担任、養護教諭、クラブ担当教員、部活動顧問等から情報収集する。	
指導方針の検討 (その1)	生徒指導部会の開催	★教職員からの情報を基に今後の対応方針を検討する。	<事実確認> 【ポイント】 ★個別に行く。 ★記録に残す。 ★必要に応じて自書させる。 ★児童生徒の力関係が影響すること等に配慮する。 ★威圧的態度をとらない。
保護者対応 (その1)	被害児童生徒の保護者への対応	★被害児童生徒の保護者に対し、現時点での状況と今後の指導について説明する。	
事実確認 (その1)	被害児童生徒からの聞き取り	★時間、場所、状況等に配慮する。 ★徹底して守り通すという毅然とした態度を示す。 ★心情に寄り添いながら、具体的な事実とともに、思いを丁寧に聞き取る。	<指導方針の検討> 【ポイント】 ★事実確認を基に、事実を確定する。 ★生徒指導部会で指導方針を検討する。 ★教職員が情報を共有し、今後の指導の進め方について共通の認識を持つ。
指導方針の検討 (その2)	生徒指導部会の開催	★教職員からの情報、被害児童生徒からの事実確認を基に、今後の対応及び指導方針を検討する。	
事実確認 (その2)	周囲の児童生徒からの聞き取り	★被害児童生徒の状況、人間関係に十分配慮して行う。	<保護者対応> 【ポイント】 ★児童生徒の家庭での状況について、丁寧に聞き取る。 ★事実確認で把握した状況について、丁寧に説明する。 ★学校は「いじめを許さない」という強い決意を伝える。 ★学校の指導方針を伝える。
指導方針の検討 (その3)	生徒指導部会の開催	★周囲の児童生徒からの聞き取りを基に、事実を整理する。	
保護者対応 (その2)	被害児童生徒の保護者への対応	★いじめの状況、指導方針等の説明及び家庭の状況についての聞き取り。	<特別な指導> 【ポイント】 ★加害児童生徒に対して、自らの行為を振り返らせ、いじめの問題点を理解させる。 ★いじめを受けた児童生徒の気持ちを理解させる。 ★加害児童生徒が自己存在感を持つことができる指導を実施する。
事実確認 (その3)	加害児童生徒からの聞き取り	★被害児童生徒、教職員等からの聞き取りを基に、事実確認を行う。	
指導方針の検討 (その4)	生徒指導部会の開催	★加害児童生徒からの事実確認を基に、今後の対応及び指導方針を検討する。	<人間関係の修復> 【ポイント】 ★謝罪の場などを設定し、被害児童生徒、保護者の気持ち等を、加害児童生徒、保護者に伝えるとともに、より良い人間関係が構築できるよう援助する。
保護者対応 (その3)	加害児童生徒の保護者への説明 被害児童生徒の保護者への説明	★確定した事実とともに、学校としての指導方針を説明する。 ★学校の取組み状況についての説明と、当該児童生徒の学校での様子について説明する。	
特別な指導	加害児童生徒に対する、毅然とした指導	★指導方針に従って実施する。	<学級に対する指導> 【ポイント】 ★積極的生徒指導を推進する。
人間関係の修復	謝罪の場等の設定	★被害児童生徒保護者と連携し、意向を反映させる。	
学級（ホームルーム）に対する指導	いじめのない学級（ホームルーム）づくり	★被害及び加害児童生徒だけの問題として捉えるのではなく、周りでいじめをはやし立てたり、見て見ぬふりをしたりした児童生徒の指導を行う。 ★いじめを許さない望ましい集団づくりを行う。	<指導後の状況把握> 【ポイント】 ★日常の状況把握を積極的に行う。
指導後の状況把握	加害被害児童生徒の状況把握	★当該児童生徒との面接、保護者との連携、授業での状況等を把握する。	

県立学校におけるいじめ問題への対応について

高等学校課まとめ

資料 5

段階	現在の取組		
	学校	教育委員会	第三者
通常段階 (未然防止)	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会設置 いじめアソシエイト実施 (定期的な実態把握) ケース会議による関係者間での 研修 担任やスクールカウンセラーに よる相談 	<ul style="list-style-type: none"> 問題行動等調査の実施 (全国調査) いじめ対策指針策定(H19.1) 24時間いじめ電話相談等 	<ul style="list-style-type: none"> 鳥取のちの電話等 第三者評価委員による点検
いじめを把握	<ul style="list-style-type: none"> 県教育委員会への報告 		
学校で解決可	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会 職員会議 		
学校では解決不可	<ul style="list-style-type: none"> 警察、福祉等関係機関等との連 携 	<ul style="list-style-type: none"> 指導主事による学校支援等 	
深刻ないじめへの 対応(自殺等)		<ul style="list-style-type: none"> 弁護士による相談 学校問題支援チーム派遣 (弁護士、精神科医、臨床心理士、ソ ーシャル ワーカー、警察、民生委員等) 文部科学省資料の徹底 	
学校では把握できな い		<ul style="list-style-type: none"> 24時間電話相談 教育相談電話 	<ul style="list-style-type: none"> 警察通報 弁護士

学校における課題解決のための専門支援について

【事業概要・目的】

1 事後検証による対応策の標準化

弁護士等に寄せられた相談のうち、トラブルの原因等を事後検証・標準化した上で、データベースなどを通じて各学校に情報提供し、今後の対応に役立てる。

2 特定の困難事例の解決に向けた体制整備

特定の困難事例に対応するため、必要な専門知識を持つ者、関係機関、有識者を構成員として個別支援チームを結成し、問題解決を図る。

【チームの構成員】

※検討する事例の内容に応じて、構成員を決定。

※1会議当たり、行政関係者＋有識者3名で構成することを想定。

(想定メンバー)

弁護士、精神科医、臨床心理士、ソーシャルスクールワーカー
学識経験者（退職校長等）、警察、行政関係者（県教委、市町村教委等）
その他（民生委員等）

【予算（標準事務費除く）】

◆特別旅費 @2,500円×8回×3名＝60千円

◆報償費 @9,200円×8回×3名＝221千円

学校問題支援チームの運営方法（案）

特定の困難事例の解決に向けた個別支援チームを結成し、問題の解決を図る。

1 個別支援チームの運営主体

○市町村立小中学校の場合 → 教育局又は小中学校課

※教育局が運営主体となり、チームを設置する場合は小中学校課にも報告。

○県立学校の場合 → 県立学校、高等学校課又は特別支援教育課

※県立学校が運営主体となり、チームを設置する場合は高等学校課又は特別支援教育課にも報告。

2 手順

①困難事例の発生、対応検討【学校、関係機関】

②事業計画書の提出【運営主体→教育総務課】

※事業計画書記載事項

- ・ 困難事例の概要
- ・ 個別支援チーム設置の目的、解決すべき点
- ・ 構成メンバー（案）
- ・ 所要経費見込（報酬単価、開催回数等）

③内容確認、所要額の令達【教育総務課→運営主体】

④個別支援チームの結成、対応検討【運営主体】

⑤事業報告【運営主体→教育総務課】

⑥不要額の引き上げ【教育総務課】

学校問題解決支援事業（法律相談窓口の設置）の実施について

教育総務課

1 目的

近年、学校現場では、保護者等からの要望が多様化している。

これらの、解決困難な問題の対応に追われ、過重労働に陥ったり、長期間にわたり精神的負担を抱え健康を損なう教職員が発生しないよう、学校問題に関する法的な疑問点等に関する相談窓口を開設する。

2 事業概要

(1) 実施方法

- ・ 東部・中部・西部の弁護士（各1名）と相談業務契約を締結。
- ・ 週1回、2時間程度の相談時間を設け、各学校等からの相談を受ける。

(2) 事業開始時期

平成23年7月

(3) 相談内容

学校に寄せられた要望や苦情についての法的な問題に関する相談、学校の管理運営等についての法的な問題に関する相談

※学校に関する問題に限る。

(4) 相談対象者

- ・ 県立学校、市町村立学校
- ・ 県教育委員会事務局、市町村教育委員会事務局

※原則、事実関係を把握している者（所属）が同席して相談する。